

実践キャリア・アップ戦略  
エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度  
異議申立て処理規程（公開用）

1. 適用

本規程は、異議申立て処理手順について規定する。

2. 関連文書

CQD11 用語の定義

3. 異議申立て処理

- 1) 一般社団法人産業環境管理協会エネルギー・環境マネジャー登録室（以下、「登録室」という）は、異議申立てを受けたとき、異議を申立てる者（以下、「申立人」という）に関する全ての業務を停止し、必要に応じ、試験委員会、評価チーム、レベル認定委員会と連携し、その処理に当たる。
- 2) 登録室は、申立人が、上記 1) の処理に満足しない場合、レベル認定委員会委員長に異議申し立て処理のためのパネル（以下、「処理パネル」という）の設置を要請する場合がある。
- 3) 処理パネルは、主査 1 名を含む 3 名の委員によって構成され、主査はレベル認定委員会委員長、委員は委員長の指名による。
- 4) 処理パネルの主査は、申立人及び主査が必要と認める関係者に処理パネル会議への出席を求めることができる。
- 5) 登録室は、処理パネルが設置され、審理が行われた場合は、その結論に基づき、申立人に異議申立ての受諾または却下を文書で通知すると共に適正な処置を取るものとする。

以上